

名証自規 G 第 2 号

平成 16 年 1 月 23 日

情報取扱責任者 各位

株式会社 名古屋証券取引所

自主規制グループ長 鈴木 武 久

証券取引法施行令第 30 条の改正に伴う適時開示情報閲覧サービスの開始等について

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また平素は会社情報の適時、適切な開示にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

ご高尚のとおり、インサイダー取引規制上の公表措置を規定する証券取引法施行令第 30 条（いわゆる 12 時間ルール）が改正され、本年 2 月 1 日から施行されます。今般の改正により、会社情報が報道機関に公開されたのと同時に、当該情報が私ども自主規制機関のホームページに掲載された時点で、インサイダー取引規制上の公表措置が完了することとなります。

当取引所では、当取引所及び TDnet に参加している証券取引所等（東証、福証、札証、日本証券業協会）が共同して、改正後の公表要件を満たす自主規制機関のインターネットサイトとして「適時開示情報閲覧サービス（以下「本サービス」といいます。）」の構築を進めておりましたが、この度、その概要が固まりましたのでご通知いたします。本サービスは、法令が改正される本年 2 月 1 日から開始する予定です。

また、上場会社の皆様方へのサポート体制を充実する観点から、今般の改正に併せて、上場会社が適時開示規則に基づかない会社情報を、これまで以上に積極的に開示していただけよう、TDnet を通じた開示資料の登録方法を一部変更することといたします。

当取引所では、今回の改正を機に上場会社による情報開示が上場会社、投資者双方にとってより望ましいものとなることを強く期待しております。上場会社の皆様方におかれましては、今回の改正の趣旨にご理解を賜り、今後も一層会社情報の適時、適切な開示にご協力いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

1. 適時開示情報閲覧サービスの開始について

(1) 適時開示情報閲覧サービスについて

適時開示情報閲覧サービスは、TDnet を通じて登録した会社情報について、インサイダー取引規制上の公表措置に係る法令要件を充足するために構築したインターネットサイトです。本サービスは、法令要件を充足する関係上、当取引所及び TDnet に参加している証券取引所等のホームページからのみ閲覧することが可能です。TDnet を通じて適時開示規則に基づく会社情報が公開されると、TDnet 公開時刻（報道機関への公開時刻）と同時に本サービスにも同一の会社情報が掲載されます。本サービスは、本年 2 月 1 日から開始する予定であり、会社情報が本サービスに掲載された時点でインサイダー取引規制上の公表措置は完了いたします。

(2) 適時開示情報閲覧サービスの概要

適時開示情報閲覧サービスの概要につきましては別紙 1 をご覧ください。

(3) 上場会社の皆様方にご留意いただきたい事項

本サービスをご利用いただくにあたり、上場会社の皆様方にご留意いただきたい事項は以下のとおりです。

本サービスの開始にあたり、上場会社の開示実務に変更点はございません。

上場会社の皆様におかれましては、基本的に開示実務についての変更はございません。従来どおり、TDnet に開示資料を登録いただければ、開示時刻に報道機関への開示及び本サービスへの同一開示資料の掲載が同時に行われることとなります。このため、TDnet オンライン登録用 PC の変更などのシステム対応等も特段必要ありません。

会社情報が本サービスに掲載されたか否かの確認は原則必要ありません。

本サービスに自社の会社情報が掲載されたかどうかについては、原則、従来の公開証明書に記載されている時刻がこれを担保いたしますので、公開証明書に記載された時刻をご確認ください。

本サービスへの会社情報の掲載期間は、開示日から起算して 8 日間（開示日を含む。）です。

本サービスには、開示日から起算して 8 日間（開示日を含む。）の会社情報を掲載いたします。

当取引所以外の他の証券取引所に重複して上場している会社であっても本サービスに会社情報が掲載された時点で公表措置は完了いたします。

他の証券取引所と重複して上場している会社につきましては、TDnet に参加する証券取引所はもちろんのこと、例えば、大証との重複上場であっても、TDnet を通じた公開を行

うことで、インサイダー取引規制上の公表措置が完了する旨の定めがございます。

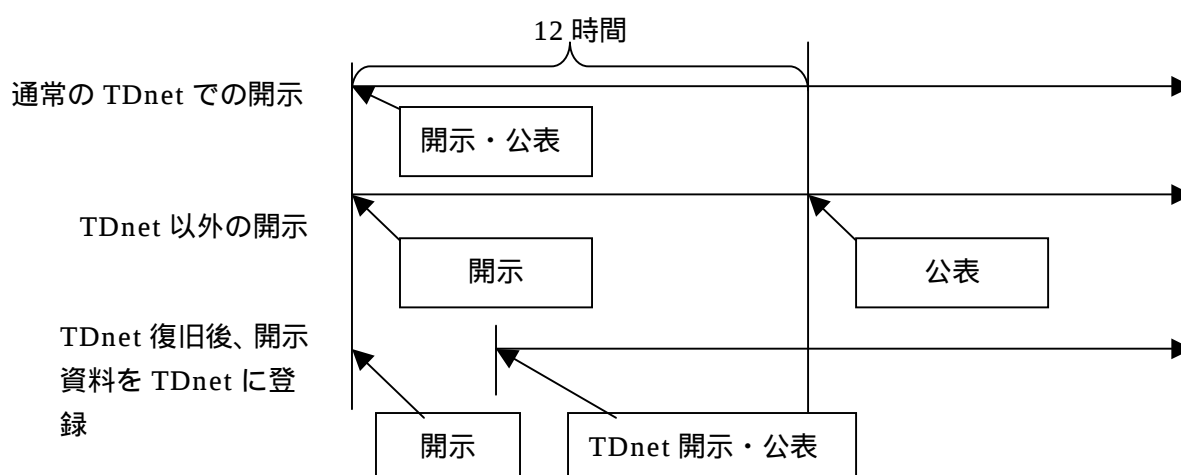
本サービスに障害が発生した場合には以下のとおり対応いたします。

本サービスに障害が発生し、会社情報が掲載されない場合には、次の対応が考えられます。上場会社の皆様方におかれましては、以下のとおりご協力をお願いいたします。

TDnet 等に障害が発生している場合

- a. TDnet 等に障害が発生し、会社情報の TDnet への登録及び本サービスへの掲載ができない場合

TDnet に障害が発生している時には、開示資料の記者クラブへの投函など、TDnet 以外の開示方法を速やかに講じるようお願いいたします。TDnet 以外の開示による公表措置は、会社情報が複数の報道機関に公開された後、12 時間経過後に完了することとなります。当取引所では、TDnet が復旧した後速やかに投函資料を TDnet 登録いたします。TDnet 以外の開示を行った時点から 12 時間以上経過していない場合には、会社情報が本サービスに掲載された時刻に公表措置は完了することとなります。



- b. TDnet は正常稼働しているが本サービスが閲覧できない場合

この場合、TDnet は正常に稼働しておりますので、TDnet を通じた開示は通常通り行ってください。

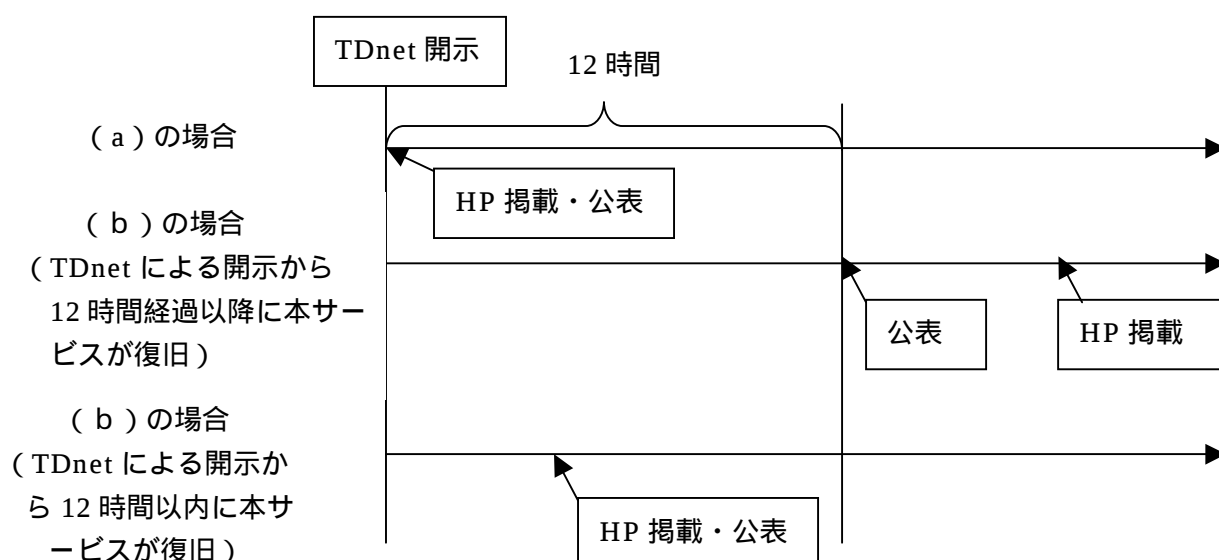
- (a) 重複上場会社の場合

当取引所ホームページからは本サービスが閲覧できなくても、重複上場している他の証券取引所のホームページからは本サービスが閲覧できる場合があります。重複上場している他の証券取引所のホームページから本サービスが閲覧可能な場合、当該ホームページへの掲載と同時に公表措置は完了することとなります。

- (b) 単独上場会社の場合又は重複上場会社であり他の証券取引所のいずれから本サービス

スが閲覧できない場合

公表措置については証券取引法施行令第 30 条第 1 項（いわゆる 12 時間ルール）が適用されます。ただし、本サービスが復旧した場合、TDnet を通じた開示後 12 時間が経過しなくても、閲覧可能となった時点で公表措置は完了することとなります。



本サービスに会社情報が一度掲載された後、障害が発生して閲覧ができない場合

一旦本サービスに掲載がされると、公表措置は完了しているため、上場会社の皆様方に特段の対応は必要ございません。

なお、本サービスの開始に伴い、TDnet を通じた報道機関への公開と同時に一般投資者への公表措置が完了することとなります。このため、これまで法的懸念から一般投資者への積極的な IR 活動を控えてきた上場会社におきましても、今後は IR 活動の充実につき、ご考慮いただくこととなります。この点に関しましては、上場会社の皆様方にご考慮いただきたい事項について、別途ご通知しておりますので、ご参照ください。

2 . TDnet 登録作業時における開示資料選択区分「PR 情報等」の新設について

当取引所では、上場会社の皆様方が TDnet を通じて会社情報を公開する際には、投資者に幅広く情報を周知する観点から、当取引所の適時開示規則において規定する適時開示情報はもちろんのこと、規則で定めていないそれ以外の情報についても、積極的な情報開示をお願いしているところでございます。

一方で、当取引所では今回の法令要件を満たすために適時開示情報閲覧サービスを開始いたします。本サービスでは、TDnet において開示された会社情報が掲載される予定です。しかしながら、今回の本サービスの開始が、インサイダー取引規制上の公表措置を完了させるためのものであるという趣旨を踏まえると、本来、本サービスに掲載する会社情報は、

主として適時開示規則上に定める会社情報とすることが適切と考えております。

このため、当取引所では適時開示規則上で定める会社情報を効率的に配信するという観点から、TDnet を通じた開示は行うものの本サービスへの掲載対象とはしない、という項目を新設することといたします。具体的には、現在、上場会社の皆様方には、開示資料を TDnet に登録いただく際に開示資料選択区分を選択いただいております。この開示資料選択区分は、「決算短信」「業績予想の修正」など 10 種類以上の項目から構成されており、情報を利用する立場にある報道機関が会社情報の種類を大まかに分類するためなどの目的から設けております。当取引所では、この開示資料選択区分に新たに「PR 情報等」を新設することといたします。上場会社の皆様におかれましては、「PR 情報等」を通じて、適時開示規則上に定める会社情報以外の会社情報を積極的にご登録いただくことが可能となります。「PR 情報等」をご選択いただいた開示資料は、本サービスの趣旨を踏まえると、前述のとおり本サービスへの掲載対象とはなりませんが、TDnet を通じた情報提供は従来どおり行われます。上場会社の皆様におかれましては、今回の「PR 情報等」新設の趣旨をご理解いただき、積極的なご利用をお願いいたします。

上場会社の皆様が「PR 情報等」をご利用いただく際にご留意いただく事項は以下のとおりです。

当取引所が適時開示規則に基づく情報以外の情報については、「PR 情報等」を選択して下さい。

具体的には、IR 情報など、これまで TDnet を通じた開示を行わずに記者クラブへの資料投函のみを行っていた任意開示情報を想定しております。これは、当取引所が TDnet を通じて開示情報の範囲を拡大したことに伴うものです。なお、開示内容が投資判断上大きな影響を与えられる情報につきましては、「PR 情報等」以外の開示資料区分を選択下さい。

当取引所が適時開示規則上開示を求めている適時開示情報につきましては「PR 情報等」以外の開示資料区分を選択してください。

当取引所が適時開示規則上開示を求めている適時開示情報につきましては、これまでどおり、「PR 情報等」以外の開示区分をご選択ください。開示内容が投資判断上大きな影響を与えられる情報につきましても、「PR 情報等」以外の開示資料区分を選択下さい。

適時開示規則に基づかない会社情報が否か判断できない場合は、「PR 情報等」以外の開示資料区分をご選択ください。

適時開示情報閲覧サービスへの掲載を行うことで、上場会社の法的リスクを軽減することが可能となります。上場会社の皆様方が、開示予定の情報が適時開示規則に基づく情報か否かの判断に迷う際には、「PR 情報等」以外の前述の開示項目をご選択ください。

今回の「PR 情報等」の新設は本年 2 月 1 日から開始する予定です。上場会社の皆様方におかれましては、引き続き会社情報の開示にあたり、適時開示情報にとどまらず、適時開示規則に基づかない会社情報につきましても、今回の「PR 情報等」を通じて積極的な開示を行っていただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

以 上

【本件に関するお問合せ先】

株式会社名古屋証券取引所 自主規制グループ 上場監理担当

TEL：052-262-3174 FAX：052-264-4702 E-mail：syoken@nse.or.jp

適時開示情報閲覧サービスの概要等について

1. 適時開示情報閲覧サービスの概要

【掲載場所】

当取引所及びTDnetに参加している証券取引所等のホームページからのアクセスを可能とします。

【掲載内容】

TDnetを通じて開示した適時開示情報、開示日時、上場取引所、会社コード、会社名及び表題を掲載します（開示資料区分「PR 情報等(適時開示規則に基づかない会社情報)」の情報や縦覧書類等は掲載いたしません。）

【掲載のタイミング】

TDnet 開示時刻に適時開示情報閲覧サービスに掲載します。

【公表措置】

会社情報が適時開示情報閲覧サービスに掲載された時点でインサイダー取引規制上の公表措置は完了いたします。

【掲載期間】

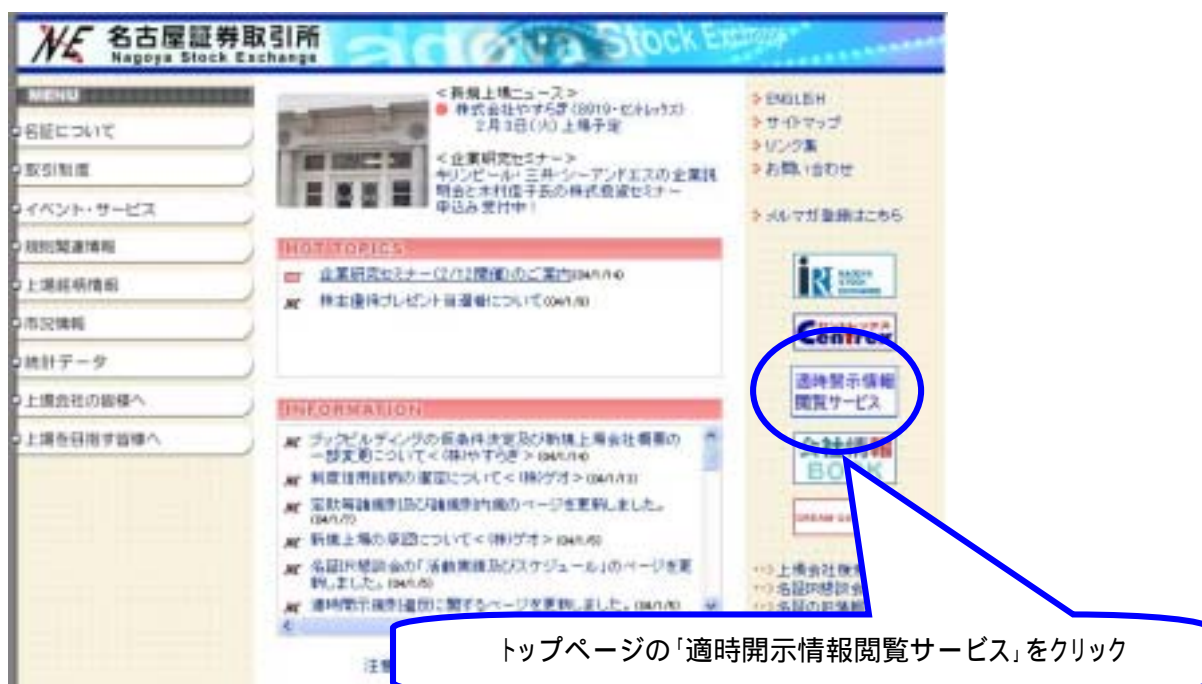
開示日から起算して8日間（開示日を含む。）掲載します。

【開始日】

本年2月1日から開始いたします。

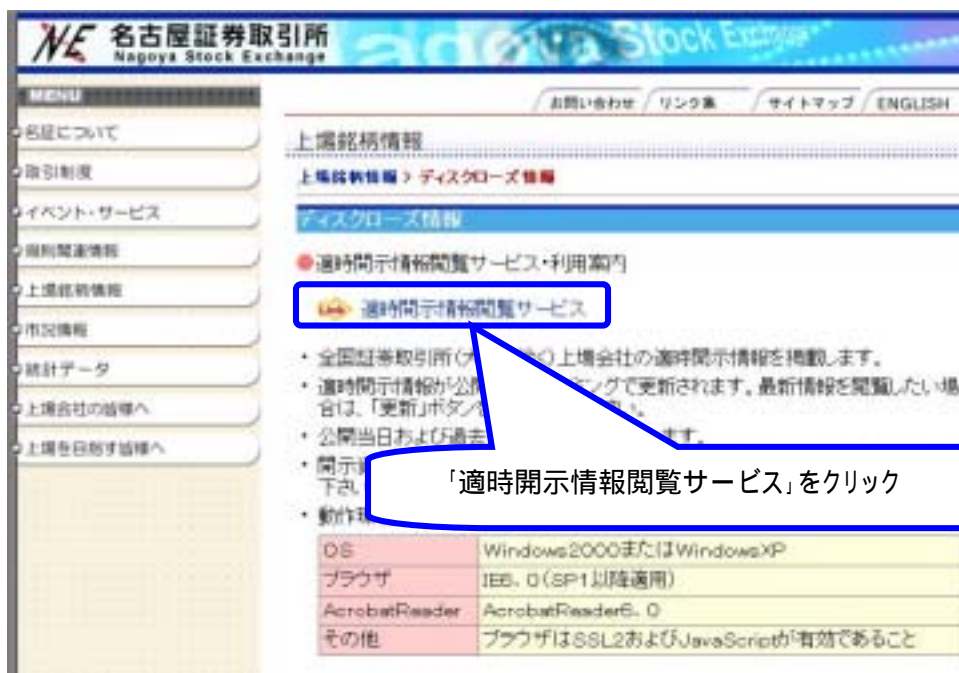
2. 本サービスの利用方法

名証ホームページ(<http://www.nse.or.jp/>)



このページの文面は変更になる可能性があります。

適時開示情報閲覧サービス・利用案内



このページの文面は変更になる可能性があります。

ブックマークする場合は当該ページを登録してください。

(適時開示情報閲覧サービスのページに直接ブックマークすることはできません)

適時開示情報閲覧サービスのサンプル



以上